

重要事項説明書（居宅介護支援）

◎私たち（事業者）の概要は次のとおりです。

- 運営法人／事業所名：ながおか医療生活協同組合 / まちの福祉相談室 ほっとながおか
- 所在地：新潟県長岡市笹崎2-1-15
- 電話番号：0258-39-7033 ※休日・夜間・緊急時等は、携帯電話に転送されます。
- 県指定年月日：平成12年3月15日（介護保険事業者番号 1570200566）
- 介護支援専門員数：3名以上 ※お宅にお伺いする頻度 1ヶ月に1回以上
- 事業実施地域：長岡市（川東圏域のうち下記地区・地域）
 - ▶西圏域（千手・表町・中島・神田・新町） ▶北圏域（栖吉・富曾亀・山本・新組・黒条）
 - ▶東圏域（四郎丸・豊田・阪之上・川崎） ▶南圏域（宮内・十日町・六日市町・太田・山通）
- 営業日：月曜日から金曜日。但し原則として、祝祭日及び事業所が指定する日は休日とする。
- 営業時間：8時30分から17時00分まで
- 使用する課題分析表：フローチャート式又は居宅サービス計画ガイドライン方式

◎私たち（事業者）があなたに提供するサービスの概要は次のとおりです。

1. 提供するサービスの内容

あなたに提供するサービスの内容は、居宅介護支援です。居宅介護支援とは、介護保険法に定める介護サービスを提供するに先立ってあなたの心身の状況を把握し、その結果とあなたの希望に基づいて、あなたができるだけ自立した生活を送ることができるよう、介護サービスを提供するための計画（居宅サービス計画）を作成し、この計画に従って現実的に適切かつ滞りなくサービスが提供されるよう、介護サービスを提供する事業者と連絡や調整を行うと共に、これらの経過を継続的に管理する業務を言います。具体的には、次にあげる業務を行います。

【業務の概要】

- (1) あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により調査致します。
- (2) (1)で調査した結果と、あなた自身やご家族の希望をふまえ、あなたに介護サービスを適切に提供するための計画（居宅サービス計画）をお作り致します。同計画書はあなた及び、主治の医師等やサービス提供担当者に交付致します。計画の作成にあたっては、複数の指定居宅サービス事業所の紹介を求めることや、計画原案に位置づけられた事業所の選定理由の説明を求めることができます。
- (3) 介護サービスの提供状況や、あなたの心身の状態や家族の環境について、居宅サービス計画作成後も、モニタリングなどを通じ、継続的に把握・管理させていただきます。
- (4) 私たちのみならず、介護サービスを提供する事業者についての相談・苦情の窓口となり、万一問題が発生した場合には解決のお手伝いを致します。
- (5) あなたの要介護（要支援）認定・更新・区分変更の申請についてお手伝いします。
- (6) あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その取次ぎ窓口となり申請等のお手伝いを致します。

なお、居宅介護支援をあなたに提供するにあたっては、事業者として次の事項を守ります。

【業務取り扱い方針】

- (1) あなたの心身の状況やご家族の環境をふまえ、あなた自身の選択に基づいて適切な介護サービスが様々な事業者から総合的・効率的に提供されるように努力するとともに、医療との連携を密にすることを原則とします。また、事業の運営にあたっては、透明性の確保・向上に努めます。
- (2) 居宅介護支援の提供にあたっては、あなたの意志と人格を尊重することにより、常に利用者の立場に立つと共に、提供されるサービスが特定の事業者に偏ることのない、公正中立を原則と致します。
- (3) 居宅介護支援は、あなたの心身の状態がより良くなるようにする（軽減の観点）、悪化しないようにする（悪化防止の観点）、そして要介護状態にならないようにする（予防の観点）ために提供いたします。
- (4) 私たちは、居宅介護支援があなたの生活の全体的な支援となるよう、居宅サービス計画の作成後も、常にあなたやあなたの家族、サービスを提供する事業者と連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握すると共に、あなたの心身の状況に応じて臨機応変に居宅サービス計画の見直しを行うことと致します。
- (5) あなたからサービス計画の実施状況、その他の説明を受けたいとの申し出があれば、サービス提供の記録や課題分析における目標の達成状況などについて、説明致します。
- (6) 私たちは、居宅介護支援の提供に際しては常に真摯な態度で臨み、あなたからの相談や苦情について事業を実施する上での糧として真剣に受け止め、常に事業者としての資質の向上に努めます。

2. 担当の介護支援専門員

- (1) あなたを担当する介護支援専門員及びその管理責任者は次の者ですが、交代する場合があります。ご相談や苦情、連絡がある場合、ご連絡下さい。
 - 担当介護支援専門員：岡村浩道、笹川貴代美、齋藤里美、荒木まゆみ、服部洋子 ☎39-7033
 - 管理責任者・苦情相談窓口：岡村 浩道（社会福祉士） ☎39-7033
- (2) 当事業所に対する苦情は、次の機関に申し立てることができます。
 - ながおか医療生活協同組合事務局苦情対応窓口 ☎38-0813
 - 長岡市介護保険課給付係 受付時間：平日 8時30分～17時 ☎39-2245
 - 新潟県国民健康保険団体連合会介護サービス相談室 受付時間：平日 9時～17時 ☎025-285-3022

3. 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担金はありません。但し、保険料の滞納などにより、保険給付金が直接事業者を支払わない場合、介護保険で定められた所定の利用料の10割を自己負担金としてお支払いいただきます。その際、わたしたちの発行するサービス提供証明書を長岡市の担当窓口に出しますと、全額払い戻しを受けられる可能性があります。

4. キャンセル料

あなたが、このサービスの利用をやめたい場合や、一時的に中断したい場合は、お手数ですが事前にあなたを担当する介護支援専門員までご連絡下さい。(連絡先) ☎39-7033
あなたが、このサービスの利用をキャンセルしてもキャンセル料は頂きません。但し、ほかの居宅サービスをキャンセルしようとするときは、別にキャンセル料を徴収される場合がありますので、担当の介護支援専門員にお尋ね下さい。

5. サービス利用にあたってあなたが注意すべきこと

- (1) あなたの希望により、この契約を解約することはいつでもできますが、事業者の業務の関係から、できる限り早めにご連絡下さい。
- (2) あなたが医療機関等に入院される場合には、退院後の円滑な在宅生活の移行のためにも、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該医療機関等にお伝えください。
- (3) 私たちの作成した計画に盛り込んだサービスを利用しない場合、また、計画にないサービスを利用する場合には、あなたの負担が大きくなる場合がありますので、できる限り早めにご連絡下さい。
- (4) 私たちの提供するサービスだけではなく、他の居宅サービスについて苦情や相談があれば、遠慮なくお話しください。
- (5) 作成した計画通りにサービスが提供されるには、あなた自身のご協力が欠かせません。私たちや、他のサービス事業者からの説明や注意には、できる限り従うようにしてください。正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない場合等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるときは、長岡市へ通知いたします。
- (6) 利用者・家族との信頼関係のもとに、安全安心な環境で質の高いケアを提供できるよう別紙「まちの福祉相談室 ほっとなおかからのお願い」についてお読みください。配慮いただかず、ハラスメント行為の発生などによりケアを適切に提供できない状況になった場合には契約を解除することがあります。